

第6章 付 帯 表

はじめに

産業連関表の分析の範囲を広げるため、各種の付帯表を作成している。以下では、この「総合解説編」とほぼ同時期に刊行される「計数編(I)」に掲載する ① 運賃表 ② 商業マ

ージン表 ③ 輸入表 ④ 副産物・屑発生及び投入表 ⑤ 物量表 ⑥ 履用表及び ⑦ 年間労働時間表について説明する。他の付帯表については、引き続き刊行される「計数編(II)」において説明する予定である。

第1節 運 貨 表

1. 表の構造

運賃表に計上されるデータは、後述の商業マージン表のそれと同様、産業連関表の生産者価格取引表と購入者価格取引表を連続する極めて重要なデータであって、生産者価格取引表の運賃及び、商業に関する行の計数の確定、購入者価格取引表の各取引額に含まれる運賃及び商業マージンの額の確定に不可欠である。

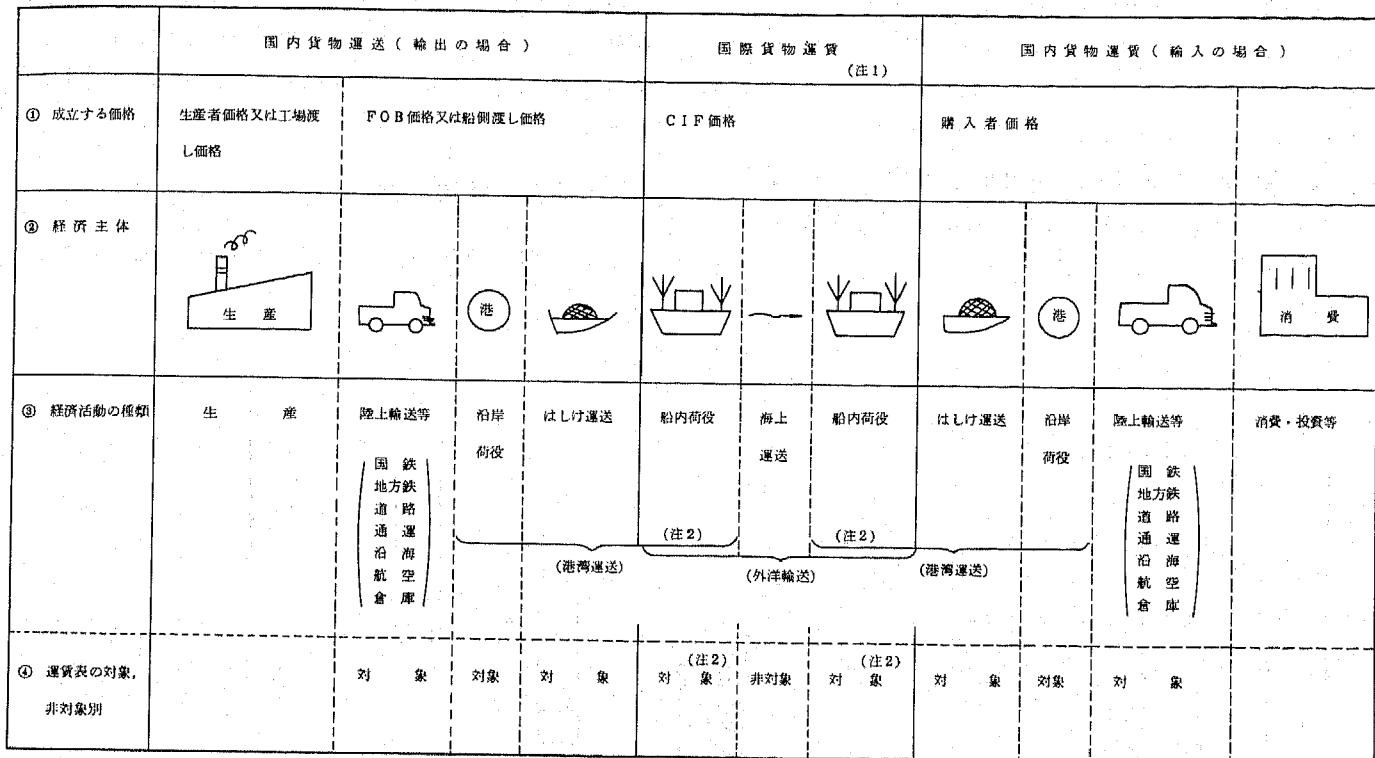
運賃表は、下記 8 機関ごとに、それぞれの機関によって輸送された財貨に対する貨物運賃について作成する。

- ① 7110-020 国有鉄道（貨物）
- ② 7121-022 地方鉄道軌道（貨物）
- ③ 7131-100 道路貨物輸送
- ④ 7131-200 通運
- ⑤ 7160-120 沿海、内水面貨物輸送

〔ひな型〕 運 貨 表

投 入	中 間	需 要						最 終						需 要 合 計	
		1 農	2 工	3 商	4 運	5 輸	6 業	小 計	家 計	民 間	一 般	國 内	在 庫		
產 出		業	業	業	業	業	務	計	外 消 費 支 出	消 費 支 出	總 固 定 資 本 形 成	純 增 出		小 計	
中 間 投 入	1 農業	0	3	0	0	0	-	3	0	4	0	0	0	4	7
	2 工業	0	4	0	1	0	-	5	0	2	0	0	3	5	10
	3 商業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 運輸業	0	-7	0	-1	0	-	-8	0	-6	0	0	-3	-9	-17
	5 サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6 公務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0

別図



(注1) 上図は海上輸送にかかるものであるが、航空輸送では国際線の貨物運賃をこれに準じて考えるものとする。

(注2) 港湾運送のうちの外航船に対する船内貨物荷役料は運賃表から除かれるが、内航船に対するものを含み沿岸荷役、はしけ運送共に港湾運送に格付ける。

2. 貨物運賃の範囲

貨物運賃の範囲は、次のとおりである。

- (1) 営業輸送活動から生ずる貨物運賃及び料金
- (2) 倉庫料金

3. 運賃表に計上する運賃

産業連関表の運賃の行及び運賃表に計上する運賃は、ある産業から他の産業や家計、政府等に財貨の輸送が行われた場合に生ずる国内貨物運賃である。

4. 運賃表に計上しない運賃

産業連関表の運賃の行及び運賃表に計上する貨物運賃を上のように定義した結果、次のような運賃は除かれる。

- (1) 國際輸送に係る貨物運賃(國際貨物運賃)別図は、①輸出入との関係において成立する価格、②関係する経済主体及び③その経済活動の種類等を示す。

産業連関表(生産者価格評価表)では、輸出貨物は生産者価格(FOB価格—輸出港までの運賃・商業マージン)、輸入貨物はCIF価格によってそれぞれ評価され、それらの貨物と「輸出(普通貿易)」及び「輸入(普通貿易)」の列との交点に計上される。一方、貨物運賃はこれらの価

格成立の時点を境としてその前又は後において国内で発生した分を計上する。計上の方法は輸出貨物では、運賃と「輸出(普通貿易)」及び「輸入(普通貿易)」の列との交点に、輸入貨物では、運賃とそれら貨物の需要列部門との交点に計上する。運賃表でも上記に見合った貨物運賃を計上することとする。したがって、外洋輸送並びに国際線の航空輸送に伴う国際貨物運賃は運賃表には計上しない。(別図の「④運賃表の対象・非対象別」を参照。)

なお、産業連関表では、このうち、我が国の航空機及び船舶が輸出及び3国間輸送に關係する分は、「特殊貿易(輸出)」に計上されている。

- (2) 生産者価格成立前の運賃

生産者価格が成立する時点以前に発生した貨物運賃は「コスト運賃」(説明は後述)とし、運賃表に計上しない。

- (3) 財貨の取引に關係しない運賃

財貨として取引されない廃土、廃棄物、引越貨物等は、運賃表には計上しない。自動車輸送の中で大きな比重を占める廃土、廃棄物は、地下鉄等の公共工事や清掃作業に伴って発生するもので、産業連関表で特殊扱いをしている屑と異なり、取引の対象とならない無価値物と見なされるため、産業連関表ではそれらを投入する部門を設定していない。したがって、その輸送に要した運賃は、運賃表に計

上する運賃のように財貨の取引に付隨して各枠目にはばらされることなく、各部門が運輸を「コスト運賃」として投入することになる。

また、引越し貨物、駐留軍貨物、建設業の足場、丸太等、各経済主体が自己の経済活動を円滑に遂行するため、自己の所有する貨物の移動を行うために支払った貨物運賃等は「コスト運賃」と同様の取扱いとする。

(4) 郵便物の運賃

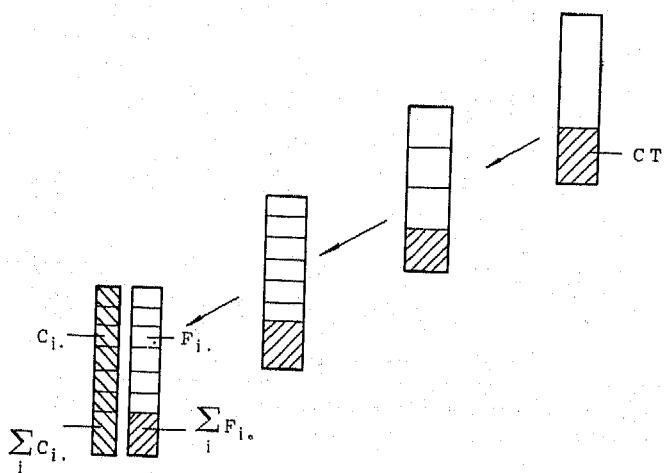
1) 生産額 (CT) の確定

2) 輸送品目別別の運賃額の確定

3) 輸送品別(行列)の運賃額の確定

4) コスト運賃額の分割

Cはコスト運賃



5) 生産者価格表の取引額の確定

(確定は購入者価格データによる調整も必要とするため暫定的となる。)

6) コスト運賃額の分割

7) 上記4及び6によるコスト運賃額C_iの比較、C_{ij}の確定

8) 運賃非対象率の確定

$$\hat{n}_{ij} = \frac{100 - C_{ij}}{100}$$

9) 運賃対象率の計算

$$X'_{ij} = X'_{ij} \cdot \frac{100 - \hat{n}_{ij}}{100}$$

(マイナス符号の取引額(輸入額、屑・副産物の発生額)は除く)

10) 運賃対象額の計算

$$X''_{ij} = X'_{ij} \cdot \frac{100 - \hat{n}_{ij}}{100}$$

11) 運賃率の計算

$$F_{ij} = \frac{X'_{ij}}{X''_{ij}}$$

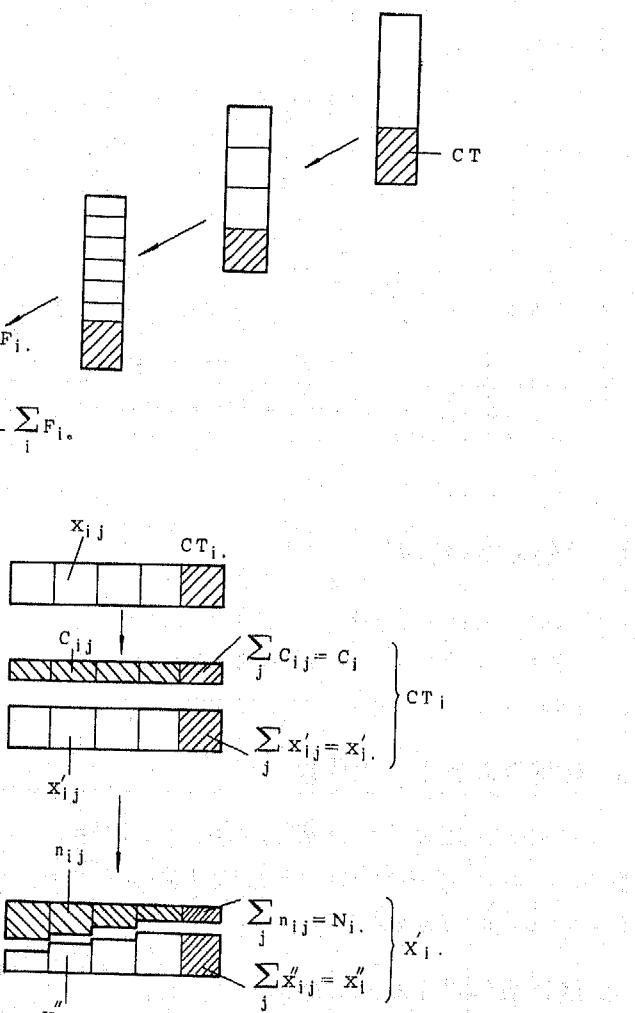
12) 運賃額の計算

$$U_{ij} = X_{ij} \cdot \frac{F_{ij}}{X''_{ij}}$$

郵便部門がその活動のために投入した財貨に係る運賃は運賃表に計上されるが、郵便物の輸送のための運賃は、郵便部門の「コスト運賃」として処理され、運賃表には計上しない。

5. 運賃表作成概念図

下記は、国鉄、地方鉄道など機関別に作成する場合と共通する。



部門別輸送機関別コスト運賃一覧(昭和50年)

(単位:百万円)

省庁名	部門名	国鉄	地方鉄	道路	通運	沿海	港運	航空	倉庫	計	備考
農林水産省	素材(0220-00)			38,488						38,488	原木
通商産業省	新聞(2800-10)							874		874	通信報道原稿、報道混載貨物
建設省	住宅新建築(木造)(4001-10)			5,277						5,277	廃棄物
	"(非木造)(4001-20)			2,140						2,140	"
	非住宅新建築(木造)(4002-10)			639						639	"
	"(非木造)(4002-20)			5,243						5,243	"
	建設補修(4003-00)			789						789	"
	道路関係公共事業(4004-11)			600		672				1,272	"
	河川・下水道・その他 の公共事業(4004-19)			1,632		713				2,345	"
	公共事業(4004-20)	51		1,241	30	280				1,602	"
	鉄道軌道建設(4009-10)	50		491	30	243				814	"
	電力施設建設(4009-20)			659		193				852	"
	電信電話施設建設(4009-30)			319		138				457	"
	その他の建設(4009-90)	245		4,618	146	1,440				6,449	"
厚生省	廃棄物処理(公営)(5300-10)			8,449		245				8,694	廃棄物
	"(産業)(5300-20)			4,549		132				4,681	"
大蔵省	金融(6200-00)							513		513	現金・手形類
運輸省	国有鉄道(7110-00)				440					440	空コンテナ
	地方鉄道軌道(7121-02)	1,744								1,744	甲種鉄道車両
	バス(7122-11)					2,989				2,989	航送自動車
	ハイヤー・タクシー(7122-12)					4,754				4,754	"
	自家用旅客自動車輸送(7123-00)					51,655				51,655	"
	道路貨物輸送(7131-10)	28,364				13,839				42,203	フレートライナー、航送自動車
	自家用貨物自動車輸送(7132-00)					28,946				28,946	航送自動車
	外洋輸送(7150-00)						250,252			250,252	船内荷役、空コンテナ
	沿海・内水面輸送(7160-10)					1,930	219			2,149	空コンテナ
郵政省	郵便物(7300-10)	9,222	50	31,784		1,302		3,401		45,759	郵便
経済企画庁	広告(8300-10)							5,139		5,139	印刷物、広告宣伝材
	葬儀業(8509-70)			4,421						4,421	靈柩
	家計消費支出(9121-00)	20,922	1,661	11,085		979		277		34,924	手小荷物、荷物雜収、引越荷物
行政管理庁	輸出(特殊貿易)(9211-20)	441		4,716	925		47,723		1,071	54,876	船内荷役、特需、空コンテナ
	合計	61,039	1,711	127,140	1,571	110,450	298,194	10,204	1,071	611,380	

6. コスト運賃及び非対象率

1) コスト運賃額

財貨の生産者価格成立以前に財貨の輸送に係る運賃はコスト運賃と呼ばれ、運賃表には計上しない。

コスト運賃は、例えば漁場から生産者価格が形成される水揚地市場までの輸送コストのように、一般の原材料コストと同様に計上される運賃をいう。

なお、タイムチャーターの輸入は、外洋輸送のコスト運賃とする。

コスト運賃は次のように類別される。

1) 生産工程内で発生する輸送に係る運賃

① 葉たばこ等のように、一括購入した原材料を製品の味や品質の安定のために各製造工場に輸送する場合の運賃

② 木材、魚類等のように、集荷場、卸売市場等において生産者価格が決まるような商品についての集荷場、卸売市場等までの運賃

③ 鉄鋼、造船等のように、一貫又は大規模工場内において原材料や半製品等を移動させる場合の運賃

2) 引越し荷物、旅行手荷物、郵便、廃棄物、廃土砂のように、商品とは考えられないものに係る運賃

なお、従来は、製品たばこ、食用塩、新聞、雑誌等のように、どこでも同一価格で販売される商品についての運送費もコスト運賃としたが、これらは製品輸送であるので、昭和50年産業連関表では運賃表計上運賃とするよう扱いを変更する。

参考までに、50年表におけるコスト運賃額を示せば、別表のとおりである。

方鉄道等ごとに各商品の産出先別に取引量の何%が運賃の対象とならないかを列挙する。

2) 運賃非対象率の計算

① 各産出部門担当者は、財貨の産出先ごとに機関別の運賃非対象額表を作成する。様式は別表のとおりである。運賃表採用の機関は、前述の8機関であり、国鉄貨物、地

② 非対象率は

ア. 自工場消費分の有無とその割合

イ. 自家輸送分の割合

ウ. バイプライン輸送の有無

エ. 輸送距離の長短

オ. 割引運賃の適用の有無

等を勘査して、きめ細かく求める。

「平均運賃率」を一率に適用することが適切でない列部門、例えば平均運賃率の1/2の率が適用されるのが適切であるような列部門は、あらかじめ対象率を50%とするよう処置する。

③ 財貨の流通に郵便を利用する場合は非対象率は100%となる。

印刷出版等においては、財貨の輸送に郵便を利用する場合があるが、この時の貨物運賃は郵便部門が支払い、それぞれ投入した列部門の投入とはしない。したがって、これら印刷出版等の産出部門は、その産出額のうち、郵送した分を運賃非対象とする。

④ 輸出品の国内運賃は、前述のとおりF.O.B価格が成立するまでに要した運賃が計上されるので、国内需要分と同様の方法で非対象率を求める。なお、輸入品は、国産品と共に産出配分されているので、それだけを切り離した国内運賃は特に考えない。

第2節 商業マージン表

1. 表の構造

商業マージン表は、前述の運賃表と共に、生産者価格評価表と購入者価格評価表との橋渡しをするものであり、生産者価格評価表内の各取引にどれだけ商業マージンがついて購入者価格評価表の取引額となっているかを示す。生産者価格評

価表では、「特殊な扱いをする部門」の項で詳述するようにこれら商業マージンを便宜上商業の行で一括計上してあるので、次のひな型に示すように、この表ではこれにマイナス符号を付している。基本分類表では、商業マージンは卸、小売別に表示されている。

〔ひな型〕

商業マージン表

投入		中間需要						最終需要						需 要 合 計		
		1 農業	2 工業	3 商業	4 運輸業	5 サービス業	6 公務	小計	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫	輸出		
産出		農工商運輸サービス	業	業	業	業	業務	計								
中間投入	1 農業	0	5	0	0	0	—	5	0	17	0	0	0	0	17	22
	2 工業	0	4	1	1	1	—	7	0	4	0	4	0	8	16	23
	3 商業	0	-9	-1	-1	-1	—	-12	0	-21	0	-4	0	-8	-33	-45
	4 運輸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6 公務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 商業マージン表の作成

コスト的商業(百万円)

① 商業マージン表は、前述の運賃表の作成に準じて作成するが、以下に扱いを異にする点について説明する。

② 商業マージン表の種類

商業マージン表は① 6110-000卸売、及び② 6120-000小売の各流通サービスごとに作成する。

③ コスト商業マージン

輸入財貨に直接かからない外国商社からのサービスの提供（国際収支表では、代理店手数料の支払いとして計上）は、商業の輸入として「特殊貿易の輸入」欄に計上しているが、この額を商業部門（卸売）のコスト商業として投入することとする。輸出商品の受取代理店手数料も同様とする。

また、同一部門間での中古品、具体的には、家計の中古の書籍、衣服、乗用車、道具等、固定資本形成の中古のバス・トラック、機械等の取引は、産業連関表では取引マージンのみが計上されるが、これもコスト商業として扱う。これら以外には、コスト的商業マージンはないものとする。参考のため、昭和50年産業連関表におけるコスト商業マージン額は別表のとおりである。

④ 商品別商業マージン非対象率の算出

商業マージンが非対象となる（対象率=0となる）取引は、自工場消費、自社他工業消費、他社直売、小売直売（卸売について）が考えられる。更に各商社の産出先ごと

列部門	行部門 (取引品目)	卸売	小売	備考
6110-000 卸売	6110-000 卸売	281,066		代理店手数料(輸入)
9121-000 家計消費	8509-900 その他の対個人サービス	10,222	20,443	骨とう品の他
9121-000	3830-010 乗用車		165,191	
9142-000 民間資本形式	3830-090 その他の自動車		85,331	中古トラック及びバス
9142-000	3830-010 乗用車		16,337	
9142-000	3602-100 工作機械	344		中古工作機械
9211-200 輸出(特殊貿易)	6110-000	55,857		代理店手数料(輸出)
9411-200 輸入(特殊貿易)	6110-000	△281,066		代理店手数料(輸入)
		66,423	287,302	

に割引マージン率の有無、リベートの有無、流通系統の違い、多段階流通（1次卸、2次卸、3次卸）の有無等を勘案して、卸売・小売別に非対象率を算出する。

⑤ 商業部門が負担した支払貨物運賃の扱い

商業部門が負担した支払運賃を計上する方法は、二通り考えられる。
すなわち、

- ① 商業のコストと考え、商業マージン表に含める方法
 ② 商業マージンの範囲に含めず、運賃は運賃表に、商業マージンは商業マージン表にと並列して計上する方法である。②の場合は商業の生産額は支払運賃分だけ①の場合より減少する。①は商業事業所における支払いの実態を表わすが、アクティビティ・ベースの原則からはずれることになって不都合なこと、並びに商品ごと（極端には同一商品でも取引先ごと）に運賃及び商業粗マージン（運賃分を含まない粗マージン）の比率が異なるので、実際推計上困難

なこと、一方、運賃は機関別、商品別の統計があることなどを考慮して②の方法をとることとし、商業マージンには支払貨物運賃を含まないものとする。

⑥ 運賃と商業マージン

運賃及び商業マージンはすべての取引に必ずつくとは限らない。全くつかない自工場消費のような場合もある。一方、最終需要品のように、これら流通マージンが残らずつくような財貨もある。これをタイプ別に示せば次のようになろう。

タイプ	卸売マージン	小売マージン	運賃	備考
1	○	○	○	最終需要向品で、標準的財貨取引
2	○	○	×	"自家用車のみで運搬されるもの
3	○	×	○	中間需要向品で、営業車で運搬されるもの
4	○	×	×	メーカー直売品で自家用車で "
5	×	○	×	" " "
6	×	○	○	" 営業車で "
7	×	×	○	企業内、事業所間取引で "
8	×	×	×	自工場消費品

第3節 輸入表

1. 表の構造

輸入表は、生産者価格評価表の各行の取引額を、国産と輸入に分割し、そのうち輸入の部分だけを取り出して1表にまとめたものである。この表において、輸入品は関税及び輸入品商品税込みのC I F価格で評価されている。これによって、いかなる輸入品がいかなる部門で使用されたかが明らかとなり、更にこの輸入品の部分を生産者価格評価表の各取引額から控除すると、国産品の取引表を導き出すことも可能である。

2. 作成方法

生産者価格評価表の各行の産出額を、推計基礎資料とともに輸入分を取り出した。ただし、基礎資料が全くない行部門は、行部門ごとに求めた輸入率（輸入／供給総額）を用いて機械的に計算したあとで、個別的な情報によって調整した。

〔ひな型〕

輸入表

投入		中間需要						最終需要						需 要 合 計		
		1 農業	2 工業	3 商業	4 運輸業	5 サービス業	6 公務	小計	家計	民間	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫	輸出		
産出		農業	工商	運輸	サービス	業	業	業	業	業	業	業	庫	輸	需 要 合 計	
中間投入	1 農業	0	7	0	0	0	—	7	0	22	0	0	0	0	22	29
	2 工業	0	15	2	5	1	—	23	0	21	0	20	0	0	41	64
	3 商業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4 運輸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5 サービス業	0	0	0	0	0	—	0	0	3	—	—	0	0	3	3
	6 公務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	0	22	2	5	1	—	30	0	46	0	20	0	0	66	96

第4節 副産物・屑発生及び投入表

1. 表の構造

副産物・屑発生及び投入表には、生産者価格評価表で特殊な取扱い（マイナス投入方式）をした副産物及び屑の発生状況とそれらを投入した状況が分かるよう表示してある。例えば、「石炭ガス」部門に副産物として発生したコークスは、このコークスの競合部門である「コークス」部門の行と発生部門である「石炭ガス」部門の列との交点にマイナスで計上した。更に、副産物としてのコークス合計額を、それを需要する産業部門の投入額として計上した。

発生額合計欄の計数は、購入者価格評価表の「副産物・屑発生額」の行の計数と見合っている。

なお、①副産物・屑のうち輸入分は、別の表に再掲した。また、②基本表では、部門符号のあとに次表の特殊コードを付して、成品取引と区別してある。

2. 作成方法

(1) 副産物について

品種ごとに産出先が判明しているものはそれぞれ配分したが、回収確実は確実の生産額より回収の方が多いので、各部門の確実消費額の比率で配分した。また、「その他の石油化学製品」部門で発生したLPGは、「その他石油製品」部門で生産されたLPGと品種的には何ら変わることはないので各部門のその他の石油製品消費額の比率で配分した。

(2) 屑について

鉄屑及び非鉄金属屑は屑の全消費額を需要額と考え、これに整合する発出金額を各産業から発生させ、供給額としてバランスをとった。そのほかの屑は発生額が判明しているので、品種ごとに検討しそれぞれの需要部門に配分した。

特殊符号	特殊分類名
2	屑投入
3	屑発生
4	副産物投入
5	副産物発生

〔ひな型〕

副産物・屑発生及び投入表

		発生部門及び投入部門												合 計	
		中間需要						最終需要							
		1 農	2 工	3 商	4 業	5 業	6 務	小 計	家 計	民 間	一 般	國 内	在 庫	輸 入	
競 合 部 門	1. 農業	発生額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		投入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2. 工業	発出額	—1	—6	—	—1	—	—8	—	—1	—	—2	—	—	—3
		投入額	—	11	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	11
	6. 公務	発生額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		投入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合 計	発生額	—1	—6	—	—1	—	—8	—	—1	—	—2	—	—	—3
		投入額	—	11	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	11

第5節 物量表

1. 表の構造

物量表は生産者価格評価表に付帯する主要財の数量表示の產出表である。すなわち、基本表は原則として実際価格で評価しているので、同一財貨でも產出先によって取引単位が異なっていることや一つの產出部門でもいくつかの細品目があり、これらの構成がどのようにになっているか不明であることなど物量分析表としては必ずしも十分ではない。

これらの欠点をできるだけ補正するため、主要物資及び產出先別に著しく単位の相異する物資について数量表示の產出表を作成するものである。本表を利用することによって基本表の物量分析がより正確になることが期待できる。

2. 作成方法

各行部門の商品ごとに、產出先別の単価の違いを考慮して取引数量を求めたが、行部門の品目構成が多様であり、単価の違いを考慮しきれないものは、平均単価を用いて数量を求め、投入側情報に基づいてできるだけ調整を計ることとした。

一つの產出部門は、いくつかの品目から構成されている場合があり、更にそれぞれの品目の数量単位が異なる場合がある。このような產出部門は、従来、物量表の採用部門とされていなかったが、昭和50年産業連関表では数量単位を最大三種類まで広げ、残りの数量単位が混在する品目群は採用しないこととした。このため、物量表採用部門は45年表の80部門から、50年表では220部門に増加している。

〔ひな型〕

物量表(生産者価格)

	中間需要						最終需要				需 要 合 計	生 产 产 额	
	1 農 業	2 工 業	3 商 業	4 運 輸	5 服 務	6 業 務	小 計	家 計 外 消 費 支 出	民 間 消 費 支 出	在 庫	(控 除) 輸 入		
○○○○○○{ 數 量 (第1數) 量 單 位													
○○○○○○{ 數 量 (第2數) 量 單 位													
⋮													

第6節 雇用表

雇用表は、基本表における粗付加価値中の雇用者所得の推計の基礎となるものである。

具体的には、ひな型に示すとおり、財貨サービスの生産活動のために投入された労働の物量を示したものであり、年平均従業者数で表わされている。これと生産額、逆行列係数により、労働投入係数、労働誘発係数等が求められる。労働投入係数は、単位生産額当たりの必要労働投入量を示すもので、生産性の逆数となることもある。労働誘発係数は、最終需要に対応して、直接・間接に必要となる財貨サービスの生産に必要となる直接・間接の労働需要の量を明らかにするものである。これにより、最終需要の雇用需要への波及過程と雇用需要の総量が把握でき、労働力流动や就業構造の分析、あるいは経済変動の雇用面への影響に関する分析、更に雇用需要の将来予測等が可能となる。

従業者数の推計は、従業上の地位別に行なった。その方法は第4章第13節で既述した。

推計の結果、昭和50年の従業者数は、5,560万人となった。そのうち、雇用者が3,638万人と最も多く、従業者全体の65.4%を占め、自営業主は、984万人で17.7%、家族従業者は695万人で12.5%、有給役員243万人で

4.4%となっている。また、雇用者のうち、90.1%の3,279万人は常用で、残りの9.9%，359万人が臨時・日雇となった。

〔ひな型〕 雇用表

	一二三四						五六					
	從業者	自営業者	家族従業者	有給役員	常勤雇用	臨時雇用	一雇人	常勤者	臨時者	一日雇用	常勤者	一日雇用得
1 農業												
2 工業												
3 商業												
4 運輸業												
5 サービス業												
6 公務												
計												

なお、一人当たり有給役員・雇用者所得は、各部門の雇用者所得を有給役員、常用雇用者、臨時・日雇雇用者の合計で除したもの、一人当たり常用雇用者所得は、作業部門として推計した常用雇用者賃金を常用雇用者で除したものである。

注) 一人当たり常用雇用者所得の項で、同じ計数が並んだ部門があるが、これは基本分類に対応した推計資料がないため、各部門を同一賃金で推計した結果である。
(例：建設業)。

第7節 年間労働時間表

年間労働時間表とは、生産活動に対する労働投入量として年間の延実労働時間数を計上したものである。具体的には、雇用者数に年間の実労働時間を乗じて年間の延労働時間数とした。

この表は、ひな型に示すとおり、雇用者の年間延実労働時間数と、常用雇用者の一人当たり月間実労働時間数を表している。

[ひな型] 年間労働時間表

	雇用者延実労働時間数	月間実労働時間数
1. 農業		
2. 工業		
3. 商業		
4. 運輸業		
5. サービス業		
6. 公務		
計		

雇用者年間延実労働時間数及び常雇一人当たり月間実労働時間数の推計方法は、次のとおりである。

- (1) 雇用者年間延実労働時間数は、(2)で推計した常用雇用者及び臨時・日雇雇用者の一人当たり年間実労働時間数に、雇用表によるそれぞれの雇用者数を乗じ、それらを合計して求めた。
- (2) 雇用者の一人当たり年間実労働時間数は、非農林水産業（公務を除く）と、農林水産業及び公務に分けて推計した。

① 非農林水産業（公務を除く）

毎月勤労統計調査の甲調査（事業所規模30人以上）、乙調査（5～29人）、特別調査（1～4人）から、全規模の常用雇用者の実労働時間数を推計した。

臨時・日雇雇用者は、毎月勤労統計調査及び屋外労働者職種別賃金調査から実労働時間数を推計した。

② 農林水産業及び公務

農林業及び公務の常用雇用者は、労働力調査の平均就業時間数を毎月勤労統計調査で修正して実労働時間数を求めた。また、水産業は、漁業労働賃金調査から推計した。

臨時・日雇雇用者は、就業構造基本調査及び屋外労働者職種別賃金調査から推計した。